

令和 6 年度四條畷市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

令和 6 年 4 月



目 次

1	総論	1
2	処理形態別人口	1
3	処理主体	1
4	し尿等の収集・運搬の状況	2
5	し尿等の処理の内訳	2
6	し尿等の処理状況	2
7	その他	2

1 総論

(1) 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、本市における生活排水処理を適正に行うために、四條畷市環境基本計画や四條畷市公共下水道整備計画との整合を考慮しつつ、生活排水処理の基本的な方針を定めるものである。

(2) 計画区域

計画区域は、四條畷市全域とする。

(3) 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2 処理形態別人口

処理形態別人口は以下のとおりである。

（単位：人）

	平成28年度 （実績）	令和3年度 （実績）	令和4年度 （実績）	令和9年度 （目標）
総人口（人）	55,937	54,804	54,654	51,571
水洗化・生活排水処理人口	55,152	54,195	54,090	51,571
合併処理浄化槽 （浄化槽市町村整備推進事業）	0	0	0	0
合併処理浄化槽 （浄化槽市町村整備推進事業以外）	100	101	95	101
公共下水道	55,052	54,094	53,995	51,470
水洗化・生活排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	540	486	453	0
非水洗化人口	245	123	111	0
生活排水適正処理率	98.6%	98.9%	99.0%	100.0%

（注）四條畷市生活排水基本計画＝平成28年度策定

中間見直し＝令和4年度

目標年度＝令和9年度

3 処理主体

生活排水の処理主体は以下のとおりである。

処理施設	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東部流域下水道事務所
合併浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿等希釈処理施設 (環境センター)	し尿及び浄化槽汚泥	四條畷市

4 し尿等の収集・運搬の状況

し尿の収集・運搬は委託業者 1 社で行い、浄化槽の清掃及び汚泥の収集・運搬は許可業者 1 3 社が実施する。

5 し尿等の処理の内訳

本市内で収集したし尿等の処理量は以下のとおりである。

(単位：kℓ)

年度	し尿(仮設トイレ含む)	浄化槽汚泥
令和 1 (2019) 年度	3 2 8	7 9 4
令和 2 (2020) 年度	3 4 0	8 0 2
令和 3 (2021) 年度	3 4 0	6 8 5
令和 4 (2022) 年度	3 0 8	8 2 4
令和 5 (2023) 年度 (見込)	3 0 8	6 6 0

6 し尿等の処理状況

本市内で収集したし尿等の処理は四條畷市立環境センター（以下「市立環境センター」とする）で河川水を利用して 1 9 倍に希釈したのち、公共下水道に放流（希釈処理）する。施設の老朽化に伴い平成 2 7 年度から平成 3 0 年度にかけて改修工事を実施した。

また、令和元年度から令和 1 0 年度まで、し尿等の共同処理を目的に門真市と協定を締結し、し尿等の受入を行っている。受入量は年々減少しており、令和 4 年度ではし尿は 1, 4 5 0 kℓ、浄化槽汚泥は 3, 7 7 8 kℓとなった。市立環境センターの概要は以下のとおりである。

施設敷地面積	約 9, 7 0 0 m ² (修景施設を含む)
稼働開始	平成 1 3 年度
計画処理量	1 5. 0 kℓ/日 (改修前) 2 8. 5 kℓ/日 (改修後)
処理方法	下水道希釈放流

7 その他

生活排水対策は、地域住民と行政が一体となって実践していかなければ効果が期待できない。各家庭において、調理くずや廃食用油を流さないなど、発生源対策や公共下水道が整備されていない地域における合併浄化槽への転換の啓発などを行う。

浄化槽の適正管理については、浄化槽が本来の性能を発揮し、生活排水を適正に処理することができるよう、浄化槽管理者に対し、定期的な保守点検、年1回以上の清掃、年1回の定期検査の啓発を実施する。

公共下水道は整備されているが未接続の世帯には公共下水道に接続いただくように各課連携し普及を促進する。